



# 違反対象物公表制度がはじまります



## 1. 違反対象物公表制度とは

建物を利用する人が、建物に関する情報を入手し、その利用について判断できるよう、消防が立入検査によって確認した重大な消防法令違反の内容を、**ホームページで公表する制度**です。

令和2年4月1日から公表制度施行となります。

## 2. 公表の対象となる防火対象物

**百貨店、ホテル**などの不特定多数の方が利用する建物、**病院、社会福祉施設**などの火災が発生した場合に人命危険性が高い建物が公表の対象になります。

対象になる防火対象物一覧（消防法施行令 別表第一より抜粋）

(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	(6)	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	公会堂、集会場		ロ	老人短期入所施設等
(2)	イ	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ等	ハ	老人デイサービスセンター等	
	ロ	遊技場、ダンスホール	ニ	幼稚園、特別支援学校	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等	(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
(3)	ニ	カラオケボックス等	(16)	イ	複合用途防火対象物（(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの用途を含むもの）
	イ	待合、料理店等	(16の2)		地下街
(4)	ロ	飲食店	(16の3)		準地下街
		百貨店、物品販売業を営む店舗、展示場			
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所等			



## 3. 公表の対象となる違反内容

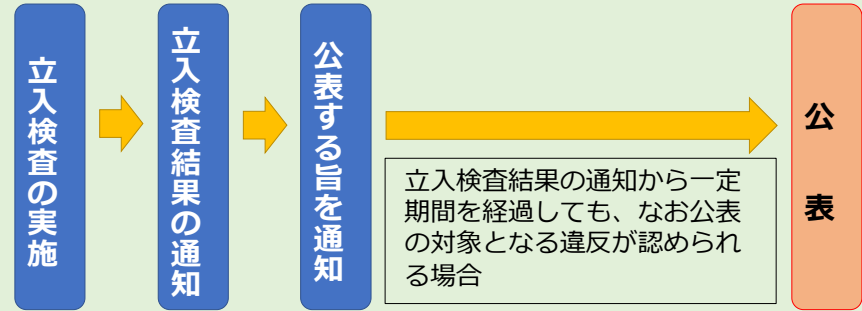
消防法令により設置が義務付けられている消防用設備のうち、**屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備**が設置されていないものが対象となります。



## 4. 公表する内容

違反している建物の名称、所在地、違反の内容を公表します。

## 5. 公表までの流れ



## 6. 増改築等の際は、事前に消防署へご相談を

- ・ 増築、改築、隣接建物との接続を行う場合
- ・ 飲食店、物品販売店、宿泊施設、医療機関、福祉施設などに用途を変更する場合
- ・ 窓などの開口部をふさいだり、窓にフィルム等を貼付する場合

## 7. 各町村における管轄消防署

町村により管轄している消防署が異なります。  
浪江町・双葉町・葛尾村は「**浪江消防署**」（0240-34-4111）  
大熊町・富岡町・楡葉町・広野町・川内村は「**富岡消防署**」（0240-22-2119）が管轄となっております。  
ご相談の際は上記に該当する消防署へお願いいたします。